注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	１　２　４　５　６　７　８ 11　13　14　15　16　17　18 19　20　21　22　23　24　25 26　27　28　29　30　31　32 33　34	
２　変更の申請又は届出を行う場合	１　２　３（注１）　５　６ ９（注１）　10　（注１）　20（注２） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　21の欄から34の欄までに変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７ ９　10　11　17　18　19　20 23　29	

２　※印を付けた欄は、記載しないこと。

３　１の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

４　２の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

５　３の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関宇第12345号～関宇第12350号」、「関宇第12345号、関宇第12350号」のように記載すること。

６　４の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

７　５の欄の記載は、次によること。

⑴　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。

⑵　再免許の申請の場合は、⑴に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前６か月中における１日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条第１項第７号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

⑶　実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア　免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ　再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。